

# 原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書 ～令和5年における状況について～（概要）

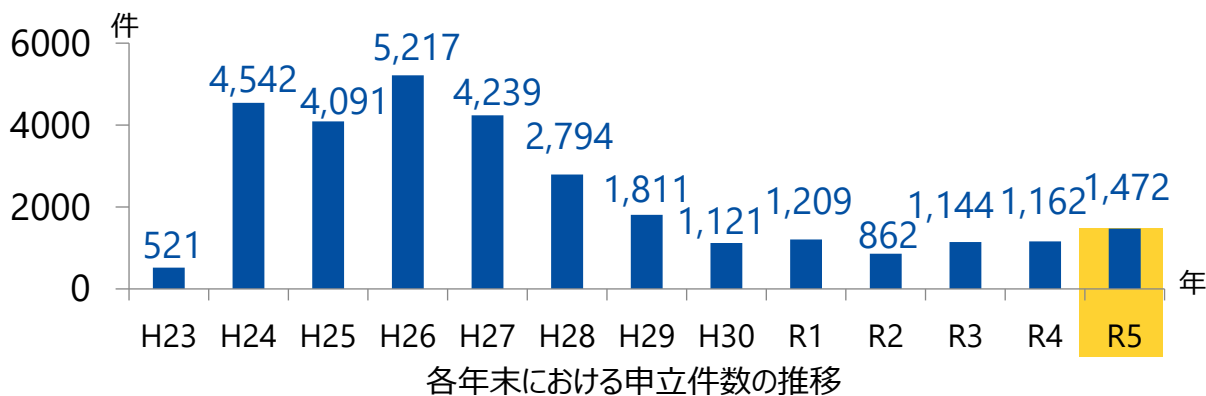
原子力損害賠償紛争解決センターの令和5年1月から12月までの1年間における主な活動状況の概略は以下のとおり。

## 1. センターの組織

令和5年12月末時点で、仲介委員195名（前年比12名減）、調査官67名（前年比10名減）等、合計376名（前年比22名減）の体制。

## 2. 申立ての動向

令和5年の申立件数は1,472件。令和4年の1,162件より310件増加。要因として説明会の実施など広報・周知活動の強化、第五次追補の策定などが考えられる。初回申立ての割合は55.0%。初回申立て、個人申立てともに件数及び割合が増加。要因として広報・周知活動の強化が考えられる。



令和5年における申立件数の月別内訳

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
43	216	229	72	67	175	225	137	100	84	70	54

## 3. 和解仲介の取扱いの状況

令和5年の既済件数は1,292件。和解成立件数は約76.7%に当たる991件。累計では、既済件数は29,106件。和解成立件数は約79.4%に当たる23,124件。令和5年に和解が成立した事案は、審理開始から和解案提示まで平均8.4 か月。

累計申立件数	30,185	現在進行中の件数	1,079
累計既済件数	29,106	令和5年の申立件数	1,472
和解成立	23,124	令和5年の既済件数	1,292
内訳			
取下げ	3,402		
打切り	2,578		
その他	2		

## 4.広報等

地方公共団体等と連携して申立方法等についての説明会を開催。令和5年は、浪江町、南相馬市、大熊町、富岡町に加え、新たに双葉町と連携し、説明会を合計131回開催。説明会を通じた申立ては816件であった（55.4%）。

また、地域ごとに特化したわかりやすい広報チラシなどを作成・配布。

令和5年における説明会の実施状況

期間・回数	協力機関	場所・場面	合計申立件数
2月8日～3月10日 18回	南相馬市	確定申告会場	164件
2月15日～3月13日 19回	浪江町	確定申告会場	60件
2月15日～3月15日 7回	大熊町	確定申告会場	32件
2月27日～3月13日 9回	富岡町	確定申告会場	58件
6月20日～8月10日 30回	南相馬市	健康診断会場	348件
8月28日～10月27日 9回	浪江町	健康診断会場	51件
9月28日～9月30日 3回	富岡町	健康診断会場	5件
10月18日～11月21日 7回	大熊町	健康診断会場	21件
10月24日～10月26日 3回	双葉町	健康診断会場	14件
11月20日 1回	福島県	相談会場	2件
毎月1回程度 9回	富岡町	定期個別説明会	13件
上記以外 16回	NPO法人	東京都、神奈川県、大阪府、沖縄県	48件

## 5.中間指針第五次追補

第五次追補に係る賠償を含む和解成立事件は約8割（令和5年7月から12月までの和解成立事件577件のうち464件）。センターとしては「早期一部支払」（申立人の希望により、東京電力が認めた部分を先行して和解を成立させるもの）の活用などの取組を進め、適正かつ迅速な被害者の救済が図られるよう尽力したい。

（令和5年の早期一部支払の事案は審理開始から和解案提示まで平均1.4 か月。）

## 6.当面の課題と解決に向けた取組

### 審理の現状と課題

センターとしては、申立件数や未済事件の増加に対応しながら、被害者が制度全体を通じて十分な救済を得て実質的な紛争解決が図られるよう、今後とも紛争解決機関としての役割を果たしていきたい。

東京電力が和解案を拒否したために打切りとなった事案は、令和3年、令和4年に引き続きなかった。東京電力は和解案の尊重を明言していることを再認識した上で紛争解決に向けた働きかけに真摯に対応するよう求める。

### 広報等における課題

令和4年に引き続き地方公共団体等と連携した説明会を積極的に実施し、一定の成果を上げた。初回申立てが今なお約半数であることなども踏まえ、被災者の方にセンターの存在や和解仲介手続の仕組み等についてより認識を深めていただき、その救済を実効的なものにするため、効果的な広報・周知活動を検討し、展開していきたい。